

## 第2部 各国の状況

### 第1章 イギリス

本章は、イギリスにおける障害のある児童・生徒の就学形態に関する調査である。なお、本章におけるイギリスはイングランドを対象にするものとする。イギリスでは、2010年に、保守党と自由民主党による連立政権が誕生し、現在、大規模な歳出削減と増税による財政再建中で、国内の緊縮予算に合わせ、教育政策を含み、様々な政策の見直しが始まっている。2011年3月9日に、特別な教育的ニーズ（Special Educational Needs : SEN）に関する緑書（Green Paper）「支援と大望：特別な教育的ニーズと障害への新たなアプローチ（Support and Aspiration: A new approach to Special Educational Needs and Disability）」<sup>1</sup>が発表された。この緑書に関しては、今後、各界の有識者、専門家、関連団体、特別な教育的ニーズを有する子どもを持つ保護者、学校関係者、国民の意見が招集され、2011年9月に、特別な教育的ニーズに対する政府の具体的方策が提示され、2012年5月には特別な教育的ニーズに関する教育実施規則の改訂、もしくは、新たに教育実施規則の制定が行われるとみられる。イギリスの特別な教育的ニーズに関する政策は大きく変わる可能性が高く、2012年以降、特別な教育的ニーズ政策は転換期を迎えると思われる。そのため、本報告書は、2011年3月時点におけるイギリスの事例とする。

尚、本報告書の執筆にあたり、イギリスの教育省及び職能開発局（The Training and Development Agency for Schools : TDA）の関係者、筆者所属のローハンプトン大学の特別な教育的ニーズに関わる専門研究者と特別な支援教育コーディネーター（Special Educational Needs Coordinator : SENCO）の養成コースの責任者に、資料・文献提供及びインタビューなどで多大な協力を得た。

#### イギリスにおける障害のある児童・生徒に関する教育法・政策・行政の現状

イギリスでは「障害のある子ども」という言い方よりも「特別な教育的ニーズを有する子ども（Children with Special Educational Needs : SEN）」と一般的に認識されている。これは、医学的診断に基づく障害のカテゴリーとは異なる概念であり、一人一人の子どもが必要としているニーズとその教育的対応について言及する用語である。この「一人一人の教育的ニーズ」という概念は、1978年にマリー・ウォーノック（Mary Warnock）を議長とする障害児の教育調査委員会の報告書、ウォーノック報告書（Warnock Report）が提案した「特別な教育的ニーズ（Special Educational Needs : SEN）」に由来している。それ以前のイギリ

<sup>1</sup> <http://www.education.gov.uk/publications/standard/publicationDetail/Page1/CM%208027> よりダウンロード可能。この緑書に関しては、詳しく後述し、翻訳されたサマリーを資料として付記する。

スの特殊教育制度では、盲、聾、弱視、難聴、虚弱、糖尿、教育遅滞、癲癇、不適応、肢体不自由、言語障害とカテゴリーに分類し、障害を認識していた。しかし、この報告書では、医学的視点からの障害のカテゴリーは、障害のある子どもの側の要因としてのみ捉え、一人一人の子どもが必要としている教育とは対応しておらず、障害の有無は明確に区分されるものではなく、連続的なものであるべきだとし、医学的、病理学的観点から診断された障害ではなく、学習の困難さと教育的措置による観点から捉えた新たな教育学的観点を提唱した<sup>2</sup>。

その後、ウォーノック報告書を受け、1981年教育法（Education Act 1981）によって、特別な教育的ニーズの概念は、診断された障害（Disability）ではなく、学習の困難さ（Learning Difficulties）や特別な教育措置（Special Educational Provision）や教育的援助について言及する教育学的な概念として確立された<sup>3</sup>。ウォーノック報告書によってもたらされたこの「特別な教育的ニーズを有する子ども」という概念は、国連における教育の枠組みでも使用されるようになった。特に、この用語が国際的に認識されたのは、1994年の「サラマンカ宣言（Salamanca Statement on Principles, Policy and Practice in Special Needs Education and a Framework for Action）」においてである。このサラマンカ宣言により、「特別な教育的ニーズを有する子ども」や新たに「インクルージョン（Inclusion）」といった概念も位置づけられ、今日の国際的な障害児教育の動向に大きな影響を及ぼすことになった。サラマンカ宣言は、各国政府に、普通教育における障害児の「インクルージョン（Inclusion）」を明確に求める法的文書であったが、特に、イギリスではサラマンカ宣言以降、「インテグレーション（Integration）」という言葉が、「インクルージョン」という言葉へと変化していくことになった。

サラマンカ宣言から1年、1995年には、「障害差別禁止法」（Disability, Discrimination Act : DDA（2005年改正）、以下「1995年障害差別禁止法」という。）が制定され、1996年には、「1996年教育法（Education Act 1996）」が成立、その法律の中の第316条において、「一般学校で、特別な教育的ニーズの有する子どもを教育する義務」を提唱し、翌年、1997年には、政府の緑書「全ての子どもの卓越性：特別な教育的ニーズに対応して」（Excellence for all children: Meeting Special Educational Needs<sup>4</sup>）が発表され、政府は、この緑書の中で初めて公式的に「インクルージョン」という言葉を採用し、子どもの権利、障害者の権利、原則として全ての市民の権利を強調した政策理念として、「インクルージョン」の位置づけが確立された<sup>5</sup>。

<sup>2</sup> 河合康（2006）イギリスにおけるインテグレーション及びインクルージョンをめぐる施策の展開。上越教育大学研究紀要，第26巻381-397。

<sup>3</sup> 高橋真琴、津田英二、久井英輔（2009）特別な教育的ニーズに関わる支援者の態度形成－イギリスマンチェスター地区実態調査からの考察－神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要，第2巻(第2号)，83-92。

<sup>4</sup> DfEE (1997) Excellence for all children: Meeting Special Educational Needs  
<http://www.education.gov.uk/consultations/index.cfm?action=conResults&consultationId=1109&external=no&menu=3>

<sup>5</sup> 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 主要国における障害のある児童生徒の就学について（未定稿2）。

2001年には、「特別な教育的ニーズと障害法」(Special Educational Needs and Disability Act 2001: SENDA、以下「2001年特別な教育的ニーズと障害法」という。)において、全ての子どもは一般学校で教育を受けることを一層強化し、施行規則(Code of Practice)が改訂された。この施行規則に関しては、後に記述するものとする。「2001年特別な教育的ニーズと障害法」では、強力に「インクルージョン」を推進し、1996年教育法の第316条を修正し、「子どもの特別な教育的ニーズとそれに対応する措置を具体的に成文化した書類「判定書(Statement)」を保持する児童・生徒と保持しない児童・生徒を区別することなく、すべての子どもが一般学校で教育を受けるべきである」とした<sup>6</sup>。判定書は、保護者と専門家の意見と評価を基本として作成され、教育的な必要に対応するために学校で行われる教育的措置や言語療法なども示されている。また、判定書を保持していない児童・生徒に関しては、保護者の希望と他の子どもへの効果的な教育の提供と矛盾しない限り、一般学校で教育されなければならないと規定しているが、保護者が、一般学校での教育を希望せず、特別教育学校を希望した場合、地方教育当局には一般学校での教育を提供する必要はなく、学校選択に関しては、保護者の権利を認めている。一方、「他の子どもへの効果的な教育の提供」の条件が適用できるのは、各学校に関して、地方教育局が、その矛盾を回避するために取ることができる適切な手段がないことを示した場合に限られるとされている。また、「2001年特別な教育的ニーズと障害法」では、地方教育局への責任が明記され、インクルージョン不履行の際の条件適用が制限されることになっている。インクルージョン実施の条件としては、保護者の希望と、他の子どもへの効果的な教育の提供という条件が示されていることに加え、以前は、子どもが必要とする特別な教育的対応が供給されること、財源の有効な活用という条件が付け加えられている。

2003年の政府緑書「すべての子どもに関する事柄(エブリ・チャイルド・マターズ(Every Child Matters))」と2004年児童法(Child Act 2004)が制定された頃には、子どもの福利拡充を目標とし、子どもの可能性を限りなく生かすことができる機会をつくることを保障した政策を推し進めた。障害のある子どもを含む、多岐にわたる子どもに関係する全てのサービス業務を改善し、福祉と教育の連携から、一人一人のニーズに応えることを保障するという方向性が打ち出された。教育に関しては、パーソナライズド・ラーニング(Personalised Learning)を導入、障害があり学習困難を有する子どもに対しても、必要な教育的対応を実践するという指針が打ち出された。

その後、国際的な障害に関する動向として、2006年12月、国連で「障害者権利条約」が採択され、その中の第24条で、教育に関する障害者の権利を実現する新たな枠組みが提示され、国際的に障害のある人々を包容する教育制度を確保することが、各国に求められた<sup>7</sup>。イギリスは2007年3月に「障害者権利条約」に署名し、その後の2009年6月に批准してい

---

文部科学省 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/016/siryu/05112401/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/016/siryu/05112401/001.htm)

<sup>6</sup> <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2001/10/contents>

<sup>7</sup> 障害のある子どもの教育制度の国際比較に関する基礎的研究—我が国の現状と今後の方向性を踏まえて—(平成20年度研究成果報告書) 21年3月 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

る(※)。「障害者権利条約」第24条に署名以降、イギリス政府(当時は労働党)は、「1981年教育法」以降、表現の若干の修正はあったものの継承されてきた統合教育実施の3要件、①子どもに適切な教育を提供する、②一緒に教育を受けることになる子どもの教育を妨げない、③財源の有効な活用、のうち①と③を削除した。「インクルージョン」を推進し、質の高い教育を実践していこうという方針の下で、この修正がなされたことに関しては、その意義は大きいと考えられる。その他、従来にも増して保護者に対する情報提供の充実が図られてきた点や、学校が、一人一人の子どものニーズに対応し、できるだけ一般学校で子どもを教育できるよう体制整備を行ってきている。2010年には、「障害による差別の完全撤廃」を示した、2010年平等法(Equality Act 2010)が制定された。今後は、発表された緑書とともに、イギリスでは、「インクルージョン」へ向けての取組がさらに促進されていくと考えられる。以下の表は1970年以降の教育面での対応を図る行政、立法関連の施策についての概略を示したものである。

※ 批准の際には、以下の宣言が出されている。

Declaration:

“Education - Convention Article 24 Clause 2 (a) and (b)

The United Kingdom Government is committed to continuing to develop an inclusive system where parents of disabled children have increasing access to mainstream schools and staff, which have the capacity to meet the needs of disabled children.

The General Education System in the United Kingdom includes mainstream, and special schools, which the UK Government understands is allowed under the Convention.”

(仮訳) 解釈宣言

教育一条約第24条 第2項 (a) と (b)

連合王国政府は、障害のある子どもの親が、障害のある子どものニーズに応ずることのできるメインストリームの学校や職員へのアクセスがより多くできるようなインクルーシブなシステムの開発を継続するものとする。

連合王国政府は、連合王国における教育制度一般には、メインストリーム学校と特別学校を含むものと理解しており、このことは本条約において許容される。

【参照文献】

UN Enable:Convention and Optional Protocol Signatures and Ratifications Declarations and Reservations(URL <http://www.un.org/disabilities/default.asp?id=475>)

表1 特別な教育的ニーズに関する教育的対応に関する行政、立法関連施策

教育的対応に関する行政、 立法関連施策	主な内容
1970 年教育法	就学免除規定の撤廃
1976 年教育法	統合教育推進の明確化
1978 年教育法	ウォーノック報告書 (障害別カテゴリーを廃止し、「特別な教育的ニーズ」という教育学的観点を提示)
1981 年教育法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害カテゴリーの撤廃</li> <li>• 公式的に、特別な教育的ニーズの概念の導入</li> <li>• 統合教育の原則</li> <li>• 保護者の権限の拡大</li> <li>• 特別な教育的ニーズの評価・査定手続きの導入</li> </ul>
1988 年教育法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ナショナル・カリキュラムの導入</li> <li>• 学校選択導入</li> <li>• 国庫補助学校の設置</li> </ul>
1993 年教育法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特別な教育的ニーズに関する施行規則 (Code of Practice) の制定</li> <li>• 初等・中等学校における教育的ニーズの具体的方針と SEN コーディネーター (Special Educational Needs Coordinator) の配置</li> <li>• 特別な教育的ニーズ調停機関 (Special Educational Needs and Disability Tribunal : SENDIST) の設立</li> </ul>
1994 年教育施行令	特別な教育的ニーズに関する施行規則の詳細規定
1995 年障害差別禁止法	障害を理由とする差別に特化した法律
1996 年教育法	特別な教育的ニーズのある子どもの教育に関して修正 (地方教育局は、特別な教育的ニーズのある子どもを発見すること、特別な教育的ニーズのある子どものニーズについてアセスメントを行うこと、教育的・医学的・心理学的・その他要因を考慮すること、「判定書 (Statement)」を作成すること、ニーズに応えるための対応を明確にすることを義務付けた。)
1997 年緑書 (Excellence for all children) 発行	1996 年教育法における特別な教育的ニーズのある子どもを含む、全ての子どもに対する教育の質の向上のための具体的方策を提示
2001 年特別な教育的ニーズ・障害法 (Special Educational Needs and Disability Act2001 : SENDA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 同法は、「1996 年教育法」と「1995 年障害差別法」の修正</li> <li>• 施行規則の改訂</li> </ul>
2004 年児童法 (Child Act 2004)	児童の保護のための組織的体制を整えるために整備された
2010 年平等法	障害を理由とする差別の撤廃

独立行政法人国立特殊教育総合研究所「イギリスにおける特別な教育的ニーズを有する子どもの指導に関する調査」の一部を抜粋、筆者が加筆を行った。www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub\_f/F.../index.html

## イギリスにおける「特別な教育的ニーズ」の概念

ウォーノック報告書以来、イギリスでは、教育において「障害」という概念ではなく、「特別な教育的ニーズ」と認識されてきているが、特別な教育的ニーズは、診断された「障害」ではなく、障害のある子どもと、障害がなくとも学習の困難さがある子どもも含め、さらに幅広い観点から子どもの教育的援助について言及する教育学的な概念として用いられている<sup>8</sup>。定義としては以下のようなになる。

**特別な教育的ニーズの定義として、子どもが同年齢の子どもと比較し、学習において有意に困難さがある場合に、その子どもは特別な教育的ニーズを有するとし、特別な教育的措置が必要になるとする。**

この「特別な教育的ニーズ」という用語は、1981年教育法に、公式的に教育学的な概念としてもたらされ、特に、学習における困難さと特別な教育的措置として説明されたが、法的規定概念としては、1996年教育法で記述されているものが現在でも使用されている<sup>9</sup>。その法的規定概念は：

1. 子どもが「学習における困難」があるとし、「特別な教育的措置」を必要とする場合、その子どもは、法律が定める「特別な教育的ニーズ」を有するものとする。
2. 「学習における困難」とは、
  - (1) 子どもが、同年齢の子どもと比較して、学習に際して大きな困難を有する場合
  - (2) 子どもが、同年齢の子どもに一般的に提供されている学校内にある教育施設の設定を、障害により十分に利用できない困難さを有する場合
  - (3) 義務教育年齢に達しない場合で、上記の状態に該当する、あるいは、特別な教育的措置がなければ、上記の状態になる可能性がある場合<sup>10</sup>
3. 「特別な教育的措置」とは、
  - (1) 2歳以上は、同年齢の子どもに提供される教育に、さらに追加された教育、あるいは、その教育とは異なる教育的措置
  - (2) 2歳未満は、全ての教育的措置

イギリスの特別な教育的ニーズに関することで興味深いことは、障害のある子どもたち

<sup>8</sup> 徳永豊（2002）通常学校における特別な教育的ニーズのある子どもへの支援について「主要国の特別な教育的ニーズを有する子どもの指導に関する調査研究

[http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub\\_f/F-101/chapter03/chapter03\\_e01.html](http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_f/F-101/chapter03/chapter03_e01.html)、

徳永豊（2007）特別支援教育コーディネーターの充実に向けてーイギリスにおける特別な教育的ニーズ・コーディネーターの取り組みからー。特別支援教育コーディネーター研究（創刊号）61-66。

<sup>9</sup> <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1996/56/contents>

<sup>10</sup> DfES 2001 Special Educational Needs Code of Practice

や学習における困難さだけでなく、ギフテッドやタレンテッド (Gifted and Talented) と呼ばれる天才児・英才児も含まれることである。一人一人の特性や発達段階に合わせた適切な教育を目指す中で、「特別な教育的ニーズ」の概念を幅広いものとして位置づけようとしていることが理解できる。

## 1. 障害のある児童・生徒の学習保障

### (1) 障害のある児童・生徒の教育法制度

イギリスでは、ウォーノック報告書以後、学校現場において、「インクルーシブ教育」を実践していこうという方針で取り組まれてきているが、近年は特に、障害のある子ども一般学校への就学を推し進めようとする動きが加速している。前労働党政権の下、特別教育学校は規模が縮小され、廃校になったケースも多くみられた。ここ数年の中で特別教育学校に在籍する生徒数は僅かではあるが、減少しており、教育省が、毎年1月に発表する前年の「特別な教育的ニーズのある子ども」に関する最新の統計調査 (2010年調査)<sup>11</sup>では、特別教育学校に在籍する子どもは、公立私立合わせて 96,760 人であり、子ども総数の 1.1%であった<sup>12</sup>。この流れの中で将来の特別教育学校の存続をめぐり、特別教育学校の必要性を支持する人々と、廃校論を唱える人々との間で、終わりのない議論が現在も続いている。特に、「1996年教育法」での、可能な限りすべての子どもたちを一般学校で教育するとした第 316 条は、一般学校で特別な教育的ニーズを有する子どもを教育する義務として、以下のように定めている。

- (1) 316 条は学校で教育されるべき特別な教育的ニーズを有する児童・生徒に適用される。
- (2) 第 324 条における判定書が作成されていない児童・生徒は、一般学校で教育されなければならない。
- (3) 第 324 条における判定書が作成されている児童・生徒は、
  - (a) 保護者の意向、又は、
  - (b) 他の子どもへの効果的な教育の提供と矛盾しない限り、一般学校で教育されなければならない。

これは、インクルーシブ教育に対する確固とした法的公約を与えるものであり、特別な教育的ニーズを有する子どもは基本的に一般学校での教育が保証されるべきであり、可能な限り他の子どもたちと一緒に学校の諸活動に参加すべきであるとの考えを明確にしている。しかし、前労働党政権の、特別な教育的ニーズに関する方針は、特別教育

<sup>11</sup> <http://www.education.gov.uk/rsgateway/DB/STA/t000965/index.shtml>

<sup>12</sup> <http://www.education.gov.uk/rsgateway/DB/STA/t000965/index.shtml>

学校の重要性についても、また、繰り返し提唱していた<sup>13</sup>。現在まで、可能な限りできるだけ多くの子どもたちが、一般学校で教育が受けられるように、ある程度の条件整備が学校において進められてきている一方で、障害、または、特別な教育的ニーズを有する多くの子どもが、一般学校内に設置されたユニット (UNIT/UNITS)、あるいは、セン・ユニット (SEN UNITS) とよばれる特別学級で、教育を受けている現実がある。このユニットでは、一般学級の児童・生徒との交流もあり、多くの一般学校では、学習困難の度合いや発達に応じて一般学級へ参加するとなっているが、ユニットの児童・生徒は、全ての授業をユニットでのみ受けるケースも多くみられる。このように、「インクルージョン」を掲げる中、障害のある子ども、あるいは、特別な教育的ニーズを有する子どもの全てが、一見、一般学校内において、一緒に教育されていると見受けられるが、実際は、このようなトリックが存在し、新たな「隔離・差別」である、とイギリス国内でも、ユニットに関しては様々な議論がある。

さらに、一般学校の中での特別な教育的ニーズに対応する支援サービスが質量ともにいまだ不十分であるために、一旦通常学校に入学した後、質の高い必要なサービスを得るために、特別教育学校に入り直すというケースも生じている。特に、一般学校が教科教育を基盤としたナショナル・カリキュラムに則ることが義務づけられており、今日、教科へのアクセスが容易ではない現状では、重度・重複障害や感覚重複障害のある子どもたちのかなりの割合が、特別教育学校に在籍せざるをえない現実がある。特別教育学校と一般学校が、可能な限り交流を進めようとする取組も存在するが、それはイギリス政府が求めている「インクルージョン」とは程遠いものである。

しかし、イギリスでは、現在も特別教育学校に関しては、様々な障害に関する高い専門性から信頼は高く、特別教育に関してその貢献を否定することはできない。特に、多くの私立の特別教育学校では、独自のカリキュラムを開発し、障害の種別ごとに支援を行う民間団体との強い連携もあり、質の高い支援教育を実践しており、今後、特別教育に関わるスタッフの専門性を維持、発展させていく上で、特別教育学校の必要性は、当分重視されていくと推測される。すでにいくつかの地域では、特別教育学校が地域における特別教育の専門支援に関するセンター的役割を担っており、情緒障害や感覚障害の特別教育学校の中には一般学校への外部支援サービスを始めているところもある<sup>14</sup>。

また、近年、「エデュケーション・ヴィレッジ (Education Village)」と呼ばれる新しい取組も始まっている。これは、一般学校、特別教育学校、ユニットが同じ敷地内に作られ、児童・生徒が状況に応じて各施設を柔軟に活用しながら教育を受けるものである。社会の中で暮らしている子どもは、異なることが当たり前であるという前提にたち、一人一人の子どもの違いを認めながら、全てを包み込む地域・学校・学級が望ましいという考えに基づき実践されている。このエデュケーション・ヴィレッジの先駆者的な取

<sup>13</sup> DfES (1998), "Meeting Special Educational Needs – A Programme of Action"

<sup>14</sup> Cigman, R. (2007) *Included or excluded? : The challenge of the mainstream for some SEN children*, London Routledge)



組として知られているダーリントン・エデュケーション・ヴィレッジ<sup>15</sup>は、2004年の児童法の実現目標として挙げられた5つの柱である(1)健康であること(Be Healthy)(2)安全に暮らせること(Stay Safe)(3)生きる力を身に付け、楽しむこと(Enjoy and Achieve)(4)社会の一員として生きていけること(Make Positive Contribution)(5)経済的に困らない生活ができること(Achieve Economic Well-being)を実践するための教育村として存在している。地域で孤立したエデュケーション・ヴィレッジではなく、学校のあるコミュニティとの連携を深め、他地域の公立学校とともに連携し、地方教育局、社会福祉センター、保健局と協力し、特別な教育的ニーズ、特別支援教育と一般教育を包括的に考え、行政、学校現場、地域等でのそれぞれの立場を生かしながら運営されている。このようにイギリスの障害のある、あるいは、特別な教育的ニーズを有する子どもたちのために、「インクルージョン」の拡大として、様々な取組がなされていることも、イギリスの「インクルージョン」がどのように変化してきているかを理解するためにも重要であろう。このエデュケーション・ヴィレッジの取組に近いもので、コ・ロケーション(Co-location)という複数の学校が、例えば、特別教育学校と一般学校が、同じ敷地内を使用するという形なども、ここ数年一般化しつつある<sup>16</sup>。その他、特別な教育的ニーズを有する子どもたちのために、病院内学校で教育が行われるケースや、家庭で教育を行うホーム・スクーリング/エデュケーションで教育されているケースもある<sup>17</sup>。

## (2) 就学先の決定と見直し手続きの仕組み

就学手続きについては、9月から新年度が始まるイギリスでは、義務教育は5歳の誕生日が過ぎた日の次の学期から就学することになっている。しかし、それ以前に、4歳から、レセプションクラスと呼ばれる就学準備期間クラスがある。イギリスでは、日本の小学校1年生にあたるイヤー1(Year 1)の子どもたちは5、6歳である。

就学手続きは、就学準備期間クラスが始まる9月あるいは10月に、保護者たちは希望する学校の情報を集め、1月末までに、地方教育局でなく直接、第1希望の学校宛てに希望する学校を第1候補と第2候補別に記載した書類を提出する。その情報を元にして、学校の定員や、選択基準(居住する地域のキャッチメント・エリア(校区)、あるいは、兄弟姉妹が学校に在籍しているか、宗教的な問題など)を考慮しながら、学校側が、その子どもを受け入れることが可能かどうかを決定する。第1候補の学校が受け入れを決定したかどうかは、4月末までに保護者に通知される。候補が認められなかった場合には、新たな希望の学校へ対応しつつ、保護者と候補学校間での調整が行われる。

<sup>15</sup> <http://www.educationvillage.org.uk/live/index.asp?section=homepage&link=visionethos>

<sup>16</sup> [http://www.manchester.gov.uk/info/500132/special\\_educational\\_needs/646/special\\_educational\\_needs\\_sen\\_and\\_inclusion/3](http://www.manchester.gov.uk/info/500132/special_educational_needs/646/special_educational_needs_sen_and_inclusion/3)

<sup>17</sup> Smith, D. (2007) Visions for the village: A new framework for inclusive learning, in: R. Cigman (Ed.) *Included or excluded? : The challenge of the mainstream for some SEN children*. London, Routledge), 140-150.

地方教育局は、その補佐的な役割で、対応が難しいケースのみ介入する。そして、最終的な決定通知は、準備学年に在籍する前の5月か6月に地方教育局から郵送される<sup>18</sup>。

特別な教育的ニーズを有する子どもの就学に関しても、基本的には同様の仕組みがとられる。通常は入学の10カ月前に希望を出し、手続きが始まるが、特別な教育的ニーズを有する子どもの就学先決定の権限は地方教育局にあり、2001年特別な教育的ニーズと障害法の施行後は、保護者は通常の就学手続きを行うのと同様に地方教育局にもアプリケーションを提出し、調整ができた場合には入学手続きが行われる。その際には、本人又は保護者の希望は、できるだけその意向が尊重されるように、特別な教育的ニーズへの対応を準備する責任のある者は、「保護者の意向がどのようなものであれ、基本的には、その措置は一般学校において準備されるべきであるということを理解する義務がある。」という点に焦点が当てられる。特に、2001年に改訂された新たな施行規則では、「学校が子どもの特別な教育的ニーズに対応できないことを理由として、その子どもの受け入れを拒否できない。」と明確に述べられている。また、判定書がある場合で、学校の変更を希望する場合、1年前にその意向を、学校と地方教育局に伝える必要がある。

基本的にイギリスでは、特別な教育的ニーズを有する子どもの就学を決定する際に、特別な教育的ニーズの認識、評価、その対応など従うべき施行規則があるだけで、明確な「障害」に関する基準項目はなく、初等・中等学校で教育を提供する義務が地方教育局及び学校にある。これは、1981年教育法以降、地方教育局に、基本的に通常学校で特別な教育的ニーズを有する子どもの教育を行うように正式に義務付けており<sup>19</sup>、「特別な教育的ニーズを有する子どもは、特別なケースを除いて、一般学校で教育を受ける」の項目では、(1) 以下に述べる条件が満たされて、保護者の意向と対立がないならば、特別な教育的ニーズを有する子どもは、特別教育学校でなく、通常の学校で教育を受ける。(2) 以下の条件とは、a) 学習における困難さを解消する教育的手だてが提供される。b) 一緒に学ぶ他の子どもに効率的な教育が提供される。c) リソースの有効活用が行われるとされている<sup>20</sup>。

しかし、子どもの障害が明確な場合や、特別な教育的ニーズが複雑な場合は、法定評価を経て、特別な教育的ニーズに関する「判定書 (Statement)」が、地方教育局の責任において作成される。この判定書は、児童・生徒のあらゆる教育的ニーズに関して必要な支援を記述した法的な文書として、作成の際には、本人、保護者、教育関係者(学校長あるいは学校関係者)、医学、心理学、社会福祉などの部門の専門家の見解と支援措置などについての詳しい情報が記載され、保護者の権利を拡大するものとして導入された。この判定書作成に関しては、地方教育局から一人当たり約£4,000(約540,000円)：

<sup>18</sup> [http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub\\_f/F-101/chapter03/chapter03\\_e11.html](http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_f/F-101/chapter03/chapter03_e11.html)

<sup>19</sup> 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 主要国における障害のある児童生徒の就学について(未定稿2)。文部科学省 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/016/siryu/05112401/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/016/siryu/05112401/001.htm)

<sup>20</sup> 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 主要国における障害のある児童生徒の就学について <http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200506/cmselect/cmenduski/478/478we57.htm>

1 ポンド 135 円で換算) が投じられる。なお、法定評価の段階にある子どもや、判定書はないが特別な教育的ニーズを有することが明確な子どもの場合は、特別な教育的ニーズがない子どもと同様の手続きをとることが求められている。

### (3) 障害のある児童生徒の教育に関する法制上の原則

判定書に関する議論は、特別な教育的ニーズに関する問題に影を投げかける保護者と学校あるいは地方教育局、あるいは、学校と地方教育局、地方教育局と教育関係機関などで消えない不信感が根底にあることは否定できない。保護者は、判定書を得るために、地方教育局（時には学校）と闘うべきだと考え、学校、または、地方教育局（財政上及びそれ以外の場合）が、適切にサポートしていないと感じる傾向があり、特に、保護者は、地方教育局が非常に官僚的で、子どものことを最初に考えるのではなく、目先のことばかりで、財政や時間の無駄を省くためと、法廷闘争に持ち込まれることをできるだけ避けようとする傾向にあると感じている。そのため、2001 年に成立した、2001 年特別な教育的ニーズと障害法<sup>21</sup>のセクション 2 の「保護者へのアドバイスと情報提供」の中で、保護者の支援と権利保障のために、保護者へ情報提供の法的根拠が示されている。そこでは、地方教育局は、保護者に対して、アドバイスと情報を提供する義務があり、地方教育局以外に、他の関係機関に、サービスの提供を委託することもできるとしている。具体的な内容に関しては、

- 特別な教育的ニーズの内容を決定する過程において、保護者の権利、役割や責任のもとに、中立で正確な情報を保護者に提供する。
- 特別な教育的ニーズについて、地方教育局以外の保健サービス、社会保障・福祉サービス、その他民間機関などの情報を提供する。
- 特別な教育的ニーズに関する法律と施行規則で定められている全ての手続きに関して、中立で正確な情報を保護者に提供する。
- 保護者への研修などを通して、特別な教育的ニーズに関するアドバイスを保護者に行う。
- 保護者に、教員や地方教育局の担当部署のスタッフと良い関係を構築できるような研修を実施する。
- 学校、地方教育局のスタッフ及びその他の政府機関と協働して、保護者との積極的な連携ができるようにする。
- 保護者の意向について十分に理解し、特別な教育的ニーズに関する地方行政と保護者の間でさらなる理解の進展を図る<sup>22</sup>。

<sup>21</sup> <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2001/10/contents>

<sup>22</sup> イギリスとアメリカ合衆国における障害のある子どもの就学について 補足 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 中澤恵江資料 11：中澤委員提出資料  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1297398.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1297398.htm)

また、2001年特別な教育的ニーズと障害法には、「争議の解決」に関しても明記されており、保護者が裁判に訴える前に、早い段階で、非公式に問題解決を推し進めることを目的とし、意見の不一致についての解消の手だてを提供する義務を地方教育局に課している。この場合、公平で、独立した調整を執り行う世話役任命が不可欠であり、世話役は経験と知識と資格を有し、意見の不一致の解決についての技量と経験があり、カウンセリングと交渉のスキルを持ち合わせ、コミュニケーションを成立させる能力があり、特別な教育的ニーズに関する法律とその枠組みや実施上のガイドライン、その他の教育の課題について精通していることとされている。世話役は、信頼性と中立性を確保し、子どもにとって最善の結論を導き出し、調整を図るために重要な役割を担う。このように、「保護者へのアドバイスと情報提供」と「争議の解決」セクションは、保護者の権利と支援を保障し、同時に争議を早期に解決する支えとなっている<sup>23</sup>。

特に、問題が生じやすい、特別な教育的ニーズを有する子どもの就学に関しては、保護者の希望と地方教育局の調整は何度も試みられるが、最終的に不調に終わった場合には、就学手続きや決定内容への不服申し立て等について、「特別な教育的ニーズ・障害裁定委員会」の設置（Special Educational needs and Disability Tribunal：SENDIST）<sup>24</sup>と呼ばれる専門の第三者判定機関が設置されており、保護者が、地方教育局の決定に不服の場合は、地方教育局が決定を行った後、2か月以内に、特別な教育的ニーズ・障害裁定委員会に、調停機関に申し立てを行わなければならない。特別な教育的ニーズ・障害裁定委員会は、1993年教育法成立時に設立され、2001年特別な教育的ニーズと障害法においてさらに責務と権限が強化された。教育現場のいかなる差別も考慮するこの委員会は、政府、地方教育局とは一切関係せず、中立な立場で、地方教育局の決定に異議不服を申し立てる保護者に機会として確保される教育現場の訴訟の内容に基づく不服申し立てを審査し、インクルーシブ教育をめぐる保護者の権利を保障する役割を果たしている<sup>25</sup>。

先述のように、特別な教育的ニーズに関する親の不服申し立てに関しては、1981年教育法制定の際に、不服申し立てを行う制度が導入され、保護者の意見表明の機会を大きく拡大し、その後、1993年教育法の成立時に、抜本的な改正がなされ、「特別な教育的ニーズ・障害裁定委員会」が設置され、1990年代の特別な教育的ニーズのある子どもの保護者の権利保障を促進してきたが<sup>26</sup>、近年、特に、2010年平等法が制定されてからは、保護者の権利の強化拡充がなお、一層行われてきている。しかし、法令上の特別な教育的ニーズに関する親の権利保障の整備が行われているにもかかわらず、保護者が特

<sup>23</sup> 河合康夫、(2006) イギリスにおけるインテグレーション及びインクルージョンをめぐる施策の展開。上越教育大学研究紀要、第26巻391

<sup>24</sup> <http://www.courtsni.gov.uk/en-GB/Tribunals/SpecialEduNeedsnDisability/>

<sup>25</sup> Wallace, S. (2009) *A dictionary of education*, (Oxford, Oxford University Press).

<sup>26</sup> 河合康 (2003) イギリスにおける特別な教育的ニーズをめぐるオンブズマン提訴事例の特徴。上越教育大学研究紀要、第22巻(第2号)、539

別な教育的ニーズ・障害裁定委員会に不服申し立てを行った後も、法定訴訟の事例が後を絶たない。本報告書内では、裁判事例の検討を詳細にしないが、イギリスの特別な教育的ニーズに関係する裁判事例については、「教育法監視 (Education Law Monitor)」という月刊誌が発行されており<sup>27</sup>、各裁判の詳しい内容を追跡することは可能である。ちなみに、2009年から2011年2月までの期間に、「教育法監視」に掲載されている訴訟内容については、就学決定の不服申し立ての件数が最も多く、次に、特別な教育的ニーズを有する児童・生徒に関しての特別な教育的対応や支援に対して異議を唱えるケースと、障害に関わる差別に関する事例が多く見られる。その他、判定書の内容不服、特別な教育的対応についての施設整備や交通手段の不備、教職員の編成、カリキュラムに関する内容、必要な情報の非開示に対する不服申し入れ、教員や支援スタッフの雇用に関する事例、財政措置に関する事例等多岐にわたる。今後、保護者の権利保障の構造の理解を深めるために法定訴訟の判例を検討することも必要であると考えられる。

## 2. 教育に関する基礎的な状況とデータ

### 障害のある子どもと特殊教育学校の現状

2001年特別な教育的ニーズ障害法には、1. 特別な教育的ニーズを有する子どもで、判定書を有しないものは、一般学校で教育を受けること、2. 判定書を有する子どもは、保護者の意志、又は、他の子どもに対する効率的な教育の提供に反しない限り通常の学校で教育を受けること、と定められているが、特別教育学校を希望する保護者も多く、教育省が、毎年1月に発表する前年の「特別な教育的ニーズを有する子ども」に関する最新の統計調査(2010年調査)<sup>28</sup>では、特別教育学校に在籍する子どもは、公立私立あわせて96,760人であり、子ども総数の1.1%であった。実際、2001年特別な教育的ニーズ障害法成立以降は、一般学校での就学を推進する一方で、子どものニーズに合わせて特別学校を一定数残す、あるいは、増やす方向にある<sup>29</sup>。特別な教育的ニーズを有する子どもの中で「判定書」保持者は、保育園、初等学校、中等学校の児童・生徒の総数は220,890人、全体におけるおよそ2.7%であった。学校種別にみると、保育園260人(全体の0.7%)、初等学校57,280人(全体の1.4%)、中等学校では、公立学校種別として、国庫負担校で63,640人(全体の2%)、地方教育局運営校で59,390(全体の1.9%)、特別教育学校で、84,190(全体の97.6%)となる。特別教育学校の児童・生徒のほとんどは判定書を保持していると理解できる。詳しくは、イギリスにおける特別な教育的ニーズのある子どもの教育の現状として、表2に示す。

<sup>27</sup> [http://www.informaprofessional.com/publications/newsletter/education\\_law\\_monitor](http://www.informaprofessional.com/publications/newsletter/education_law_monitor)

<sup>28</sup> <http://www.education.gov.uk/rsgateway/DB/STA/t000965/index.shtml>

<sup>29</sup> [http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub\\_f/F-101/chapter03/chapter03\\_e01.html](http://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_f/F-101/chapter03/chapter03_e01.html)

一方、2010年の全ての学校において、特別な教育的ニーズがある児童・生徒で、判定書を保持しない児童・生徒の総数は、1,470,900人で、全体の18.2%に当たる。学校別にみると、保育園は、4,100人（全体の10.9%）、初等学校759,140人（全体の18.5%）、中等学校では、公立学校種別として、国庫負担校で639,200人（全体の19.7%）、地方教育局運営校で587,390人（全体の19.2%）、特別教育学校で、1,730人（全体の2%）、特別学級（UNIT）に所属する児童・生徒では、8,130人（全体の61.4%）、私立学校で58,570人（全体の10.2%）、私立の特別教育学校で、30名（全体の0.6%）である。一般学校で、判定書を保持する児童・生徒は非常に少ないことが理解できるが、判定書のない児童・生徒で教育的ニーズがある児童・生徒が比較的多くUNITに所属することが理解できる。（詳細は別添翻訳資料集の資料1参照）また、教育省の統計では、年齢別、性別、人種別、民族別と詳しくデータが分かれており<sup>30</sup>、無償給食の有資格者の割合など、特別な教育的ニーズのある子どもたちの家庭の状況を示したものであり、特別な教育的ニーズのある児童・生徒の把握状況は徹底されていると推測される。さらに、就学前の保育園に通う子どもで、判定書を持つ子どもが比較的多いことから、比較的早期から特別な教育的ニーズのある子どもたちのニーズや状況も把握されていると考えられる。特に、統計から理解できることは、一般学校で全ての子どもを教育するという「インクルージョン」を目標に掲げるイギリスであるが、特別教育学校に在籍する子ども、公立私立あわせて子ども総数の1.1%という数字は、イギリスでは、他のヨーロッパ諸国よりも、特別教育学校に就学する児童生徒が多いことが指摘できる。

教育的ニーズの児童・生徒の障害のタイプを学校種別に表3に示すが、初等学校段階では、中度の学習困難と行動・情緒・社会性の困難が多く、中等学校段階では、行動・情緒・社会性の困難が非常に多いのが特徴であるが、判定書を保持している生徒が少ないことから（15.3%）、単に、問題行動のある生徒が、特別な教育的ニーズのある子どもとして種別されている可能性も予想される（表4、5、6参照）。一般学校においては、中度の学習困難、特化した学習困難、行動・情緒・社会性の困難、スピーチ・言語・コミュニケーションのある子どもが比較的多く、特別教育学校では、中度の学習困難、重度の学習困難、重度・重複の学習困難、行動・情緒・社会性の困難、自閉症のある児童・生徒が比較的多いことがわかる。特別教育学校では、重度の学習困難が多くなっており、重度の身体的な障害がある子どもたちが所属していることが推測される。

---

<sup>30</sup> <http://www.education.gov.uk/rsgateway/DB/STA/t000965/index.shtml>

表2 判定書 (STATEMENT) を所持する子どもたちの状況 (2010年) (1)

<b>すべての学校</b>	
判定書のある子ども	220,890
子どもたち総数	8,064,300
割合 (%)	2.7
<b>公立学校</b>	
<b>保育所</b>	
判定書のある子ども数	260
子どもの総数	37,510
割合 (%) (2)	0.7
措置率 (%) (3)	0.1
<b>初等学校</b>	
判定書のある児童	57,280
児童の総数	4,093,710
発生率 (%)	1.4
措置率 (%) (3)	25.9
<b>国庫負担中等学校(4) (5)</b>	
判定書のある生徒	63,640
生徒の総数	3,252,140
発生率 (%)	2.0
措置率 (%)	28.8
<b>地方教育局運営公立中等学校</b>	
判定書のある生徒	59,390
生徒の総数	3,055,420
発生率 (%)	1.9
措置率 (%) (3)	26.9
<b>公立特別教育学校 (6)</b>	
判定書のある児童・生徒	84,190
児童生徒の総数	86,260
発生率 (%)	97.6
措置率 (%)	38.1
<b>特別学級 (UNIT) に所属する生徒 (7)</b>	
判定書のある生徒	1,700
児童の総数	13,240
発生率 (%)	12.8
措置率 (%) (3)	0.8
<b>その他</b>	
<b>私立学校 (8)</b>	
判定書のある児童・生徒	9,470
児童・生徒の総数	576,940
発生率 (%)	1.6
措置率 (%)	4.3
<b>私立学校等の特別教育学校</b>	
判定書のある児童・生徒	4,370
児童・生徒の総数	4,500
発生率 (%) (2)	97.0
措置率 (%) (3)	2.0

出典：イギリス教育省データに基づき筆者が作成 <http://www.education.gov.uk/rsgateway/DB/STA/t000965/index.shtml>

- (1) 二重に登録された児童生徒を除く
- (2) 生徒の発生率—判定書を持つ児童・生徒の総数を、児童・生徒の総数の割合として示す
- (3) 生徒の措置率—判定書を持つ児童・生徒の総数を、学校全体において、判定書をもつ児童・生徒の総数の割合として示す。
- (4) 一般的な中等部を示すものとする。
- (5) シティ・テクノロジーやアカデミィも含まれるものとする。
- (6) 院内学校も含まれるものとする。
- (7) その他専門学校などの学校機関も含まれるものとする。
- (8) 国庫負担の公立の保育所なども含まれるものとする。

総計は、四捨五入されている場合があるため正確な総数とは多少誤差があるものとする。

表3 イギリスの公立初等学校 (1) (2) (3):  
特別な教育的ニーズの児童のタイプ別における状況(4) (5)

	公立初等学校(1)					
	スクール・アクション・プラス		判定書		Total	
	総数	% (6)	総数	% (6)	総数	% (6)
特化した学習困難	30,990	11.4	2,490	4.3	33,480	10.2
中度の学習困難	75,330	27.6	6,750	11.8	82,070	24.9
重度の学習困難	2,240	0.8	2,620	4.6	4,860	1.5
重度・重複の学習困難	390	0.1	1,050	1.8	1,440	0.4
行動・情緒・社会性の困難	53,690	19.7	7,320	12.8	61,010	18.5
会話・言語・コミュニケーション	73,570	27.0	13,930	24.3	87,500	26.5
聴覚障害	4,490	1.6	2,740	4.8	7,230	2.2
視覚障害	2,840	1.0	1,280	2.2	4,110	1.2
重複感覚障害	310	0.1	200	0.3	500	0.2
肢体不自由	7,680	2.8	5,310	9.3	12,990	3.9
自閉症	9,560	3.5	11,770	20.5	21,330	6.5
その他の障害・困難	11,370	4.2	1,830	3.2	13,200	4.0
<b>Total</b>	<b>272,440</b>	<b>100.0</b>	<b>57,280</b>	<b>100.0</b>	<b>329,720</b>	<b>100.0</b>

出典：イギリス教育省データに基づき筆者が作成 <http://www.education.gov.uk/rsgateway/DB/STA/t000965/index.shtml>

- (1) 一般的な中等学校を含むものとする。
- (2) シティ・テクノロジーやアカデミィも含まれるものとする。
- (3) 公立・私立の特別教育学校を含む。一般的な病院内学校は含まないものとする。
- (4) 二重に登録された児童生徒を除く
- (5) スクール・アクション・プラスで判定書をもつ児童・生徒で、彼らの最も優先されるものとその次に優先されるものだけデータとして記載されている。
- (6) 判定書を持つあるいはスクール・アクション・プラスであるとする全ての児童の割合と総数を示す。

総計は、四捨五入されている場合があるため正確な総数とは多少誤差があるものとする。



表4 イギリスの公立中等学校 (1) (2):  
特別な教育的ニーズの生徒のタイプ別における状況 (3) (4)

	公立中等学校 (1)					
	スクール・アクション・ プラス		判定書		Total	
	総数	% (5)	総数	% (5)	総数	% (5)
特化した学習困難	36,740	17.2	8,400	13.2	45,130	16.3
中度の学習困難	55,060	25.8	12,780	20.1	67,840	24.5
重度の学習困難	910	0.4	1,680	2.6	2,590	0.9
重度・重複の学習困難	70	0.0	210	0.3	280	0.1
行動・情緒・社会性の困難	74,250	34.8	9,720	15.3	83,970	30.3
会話・言語・コミュニケーション	12,140	5.7	9,440	14.8	21,580	7.8
聴覚障害	4,590	2.2	2,140	3.4	6,730	2.4
視覚障害	2,070	1.0	1,580	2.5	3,650	1.3
重複感覚障害	100	0.0	120	0.2	210	0.1
肢体不自由	4,400	2.1	4,990	7.8	9,390	3.4
自閉症	7,140	3.3	11,030	17.3	18,170	6.6
その他の障害・困難	15,700	7.4	1,550	2.4	17,250	6.2
Total	213,150	100.00	63,640	100.0	276,780	100.0

出典：イギリス教育省データに基づき筆者が作成 <http://www.education.gov.uk/rsgateway/DB/STA/t000965/index.shtml>

- (1) 一般的な中等学校を含むものとする。
- (2) シティ・テクノロジーやアカデミィも含まれるものとする。
- (3) 二重に登録された児童生徒を除く。
- (4) スクール・アクション・プラスで判定書をもつ児童・生徒で、彼らの最も優先されるものとその次に優先されるものだけデータとして記載されている。
- (5) 判定書を持つあるいはスクール・アクション・プラスであるとするすべての児童の割合と総数を示す。

総計は、四捨五入されている場合があるため正確な総数とは多少誤差があるものとする。

表5 イギリスの特別教育学校 (1):  
特別な教育的ニーズの児童・生徒のタイプ別における状況 (2) (3)

	特別教育学校 (3)					
	スクール・アクション・ プラス		判定書		Total	
	総数	% (4)	総数	% (4)	総数	% (4)
特化した学習困難	40	2.3	960	1.1	1,000	1.1
中度の学習困難	80	5.0	18,590	21.0	18,670	20.7
重度の学習困難	340	22.0	20,980	23.7	21,320	23.7
重度・重複の学習困難	260	16.8	7,510	8.5	7,760	8.6
行動・情緒・社会性の困難	300	19.7	12,720	14.4	13,020	14.5
会話・言語・コミュニケーション	80	4.9	4,250	4.8	4,330	4.8
聴覚障害	20	1.4	1,550	1.7	1,570	1.7
視覚障害	10	0.8	800	0.9	810	0.9
重複感覚障害	10	0.3	160	0.2	160	0.2
肢体不自由	130	8.7	3,970	4.5	4,100	4.6
自閉症	230	14.9	16,520	18.7	16,750	18.6
その他の障害・困難	50	3.0	520	0.6	570	0.6
Total	1,530	100.0	88,520	100.0	90,050	100.0

出典：イギリス教育省データに基づき筆者が作成 <http://www.education.gov.uk/rsgateway/DB/STA/t000965/index.shtml>

- (1) 公立・私立の特別教育学校を含む。一般的な病院内学校は含まないものとする。
- (2) 二重に登録された児童生徒を除く。
- (3) スクール・アクション・プラスで判定書をもつ児童・生徒で、彼らの最も優先されるものとその次に優先されるものだけデータとして記載されている。
- (4) 判定書を持つあるいはスクール・アクション・プラスであるとする全ての児童の割合と総数を示す。

総計は、四捨五入されている場合があるため正確な総数とは多少誤差があるものとする。

表6 イギリスの公立初等学校 (1)・中等学校 (1) (2)・特別教育学校 (3) :  
特別な教育的ニーズの児童・生徒のタイプ別における状況 (4) (5)

	Total					
	スクール・アクション・プラス		判定書		Total	
	総数	% (6)	総数	% (6)	総数	% (6)
特化した学習困難	67,760	13.9	11,850	5.7	79,610	11.4
中度の学習困難	130,460	26.8	38,120	18.2	168,580	24.2
重度の学習困難	3,490	0.7	25,280	12.1	28,770	4.1
重度・重複の学習困難	710	0.1	8,770	4.2	9,480	1.4
行動・情緒・社会性の困難	128,250	26.3	29,760	14.2	158,000	22.7
会話・言語・コミュニケーション	85,780	17.6	27,620	13.2	113,400	16.3
聴覚障害	9,100	1.9	6,420	3.1	15,520	2.2
視覚障害	4,920	1.0	3,660	1.7	8,580	1.2
重複感覚障害	410	0.1	470	0.2	870	0.1
肢体不自由	12,210	2.5	14,270	6.8	26,490	3.8
自閉症	16,930	3.5	39,320	18.8	56,260	8.1
その他の障害・困難	27,110	5.6	3,910	1.9	31,010	4.5
Total	487,120	100.0	209,440	100.0	696,560	100.0

出典：イギリス教育省データに基づき筆者が作成 <http://www.education.gov.uk/rsgateway/DB/STA/t000965/index.shtml>

- (1) 一般的な中等学校を含むものとする。
- (2) シティ・テクノロジーやアカデミイも含まれるものとする。
- (3) 公立・私立の特別教育学校を含む。一般的な病院内学校は含まないものとする。
- (4) 二重に登録された児童生徒を除く
- (5) スクール・アクション・プラスで判定書をもつ児童・生徒で、彼らの最も優先されるものとその次に優先されるものだけデータとして記載されている。
- (6) 判定書を持つあるいはスクール・アクション・プラスであるとするすべての児童の割合と総数を示す。

総計は、四捨五入されている場合があるため正確な総数とは多少誤差があるものとする。